

舞鶴都市計画の変更に伴う手続きについて

都市計画の変更に際し、原案の閲覧を行った結果、公述申出が1件あったため、8月11日に公聴会を開催し、意見を伺った。その後、9月28日から10月12日に案の縦覧を行う。なお、期間内には意見書の提出が可能。

1 公聴会の結果

舞鶴都市計画区域区分及び用途地域の変更（上・下福井地区、安岡地区）について、7月20日から8月3日まで原案の閲覧を行った結果、それぞれ1名の方から公述申出があり、8月11日に公聴会を開催し意見を伺いました。

2 都市計画案の縦覧

都市計画案の縦覧を行う。下記期間内には意見の提出が可能。

① 内容

- I 京都府決定 「舞鶴都市計画区域区分の変更：上・下福井地区、安岡地区」
- II 舞鶴市決定 「舞鶴都市計画用途地域の変更：上・下福井地区、安岡地区」

② 案の縦覧場所

- I …京都府都市計画課、中丹東土木事務所、舞鶴市都市計画課、西支所、加佐分室、中公民館、南公民館（意見書の提出は京都府都市計画課）
- II …舞鶴市都市計画課、西支所、加佐分室、中公民館、南公民館（意見書の提出は舞鶴市都市計画課）

③ 縦覧期間：令和3年9月28日（水）～令和3年10月12日（水）

【お問い合わせ先】

都市計画課：☎0773-66-1048、FAX0773-62-9894

E-Mail：tokei@city.maizuru.lg.jp

担当：吉田、上羽、佐藤